

佐倉市指定管理者制度導入基本方針（第2版）一部改正の概要

佐倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下、条例という）の一部改正に伴い、PFI等の手法と指定管理者制度を組み合わせ、一体的に事業者の選定を行う場合の手續や、指定期間中に施設の大規模改修が想定される場合等において、非公募で指定管理者候補者の選定を行う場合の手續等について、本方針が想定していない運用上の諸課題が発生することが見込まれることから、これらに対応するための見直しを行おうとするもの。

I 方針の背景、基本姿勢

- ・ 指定管理者制度導入施設数を時点修正。
- ・ 条例改正を踏まえた見直しである旨を記載。

II 導入施設等の検討

1 導入対象施設の検討

- ・ 【利用料金の金額について】の上限額改定の説明について、基本的に佐倉市全体の使用料・手数料の見直し時期に合わせるが、令和5年度までに募集を行った施設は次期指定管理者募集の際に検討する旨を記載。

III 制度の内容

1 公募の原則

- ・ 文言修正。

2 公募による選定の特例

- ・ 文言修正。
- ・ 「公募を行わず指定管理者を選定できる場合」の説明を、条例第6条各項の内容と対応するよう変更。
- ・ 条例第6条第3項により非公募で指定管理者候補者を選定する場合、設置する附属機関の委員構成や人数については、指定管理者審査委員会と同等以上とすることを条件とする旨を記載。
- ・ 条例第6条第5項により非公募で指定管理者候補者を選定する場合、候補者選定の前年度に行う、指定管理者制度導入の効果等の検証時に資産経営部も含めて妥当性を検討し、決裁を行うこととする。また、その結果を審査委員会へ報告するものとする。
- ・ 非公募で選定する場合の例について記載。

5 指定管理者の業務の内容

- ・ 独自事業収入についての説明を追加。

IV 審査及び選定

3 審査及び選定の方法

- ・「ヒアリング」を「個別ヒアリング」に修正。
- ・個別ヒアリングは審査委員会の判断で必要に応じて実施されるため記載を変更。
- ・応募者が他者の参加状況を把握できるプレゼンテーションを実施することは相応しくなく、個別ヒアリングに統一するため、削除。

4 審査における透明性の確保

- ・【指定管理者の選定手順】において、「※プレゼンテーションは必要な場合のみ」の記載を、「※個別ヒアリングは必要な場合のみ」に変更。